

中宮まぶね保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人日本コイノニア福祉会
所在地	大阪府柏原市国分本町 2-6-11 203 号
電話番号	072-931-9449
代表者氏名	理事長 牛田 匡

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	中宮まぶね保育園
施設の所在地	枚方市中宮山戸町 15-1
連絡先	電話番号 072-840-2780 FAX 072-840-3212 Email:nakamiya-encyo@koinonia.or.jp
管理者	園長 山本 眞理子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	0歳児 12人 1歳児 16人 2歳児 20人 3歳児 24人 4歳児 24人 5歳児 24人
利用定員	満3歳以上の児童 72人 満1歳以上満3歳未満の児童 36人 満1歳未満の児童 12人
開設年月日	2015年 4月 1日
事業所番号	枚方市子育1515号

3 施設の目的・運営方針

中宮まぶね保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		2055.93 m ²
園舎	構造	鉄骨造 2階建
	延べ面積	621.42 m ²
園庭		645 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ほたる組（満0歳児クラス）
ほふく室	1室	ちょうちょ組（満1歳児クラス）
保育室	4室	こおろぎ組（満2歳児クラス） てんとう組（満3歳児クラス） みつばち組（満4歳児クラス） とんぼ組（満5歳児クラス） 各1室
調理室	1室	1階
調乳室	1室	1階
職員室	1室	1階

5 提供する保育等の内容

当園は、基本的には保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 地域子育て支援

- ・ 育児相談…保育園ふれあい体験（原則、0才—第1水曜 1才—第4水曜）、ブックスタート
- ・ 絵本ふれあい貸し出し…毎週
- ・ 園庭解放…指定日（平日10時～16時）
- ・ 園行事…講演会・人形劇など
- ・ ぴよぴよ組（毎月1回 0歳児対象 10組の親子）

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士は別掲）2024年3月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督する。保護者からの苦情についても園長、第三者委員と解決に当たる。	1	1		
副主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる。 特に保育計画に携わり、保育の指導にあたる。	2	2		
保育士	園児の保育	26	16	10	
看護師	保健、衛生に関する業務	1	1	0	
調理員	園児へ提供する給食調理	5	2	3	
用務員	園児の安全確保・清掃	2		2	

当園では、「枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年12月9日 条例第57号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	
副主任保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00のうち9時間）
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00のうち9時間）
看護師	正規の勤務時間帯（7：00～19：00のうち9時間）
栄養士	正規の勤務時間帯（7：00～17：00のうち9時間）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00のうち4～8時間）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

- (1) 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。なお、土曜日の保育は、就労、など枚方市が保育が必要と認められる理由があるご家庭を対象に実施しています。保護者のどちらかが在宅のときは、ご家庭での保育をお願いします。
- (2) 年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。また、非常災害その他急迫の事情があるときは、保育の提供を行わないことがあります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を枚方市から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を枚方市から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、食事の提供を行います。ただし、大量調理であるため食材調達が困難な場合などの諸事情がある場合は弁当持参をお願いすることがあります。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時40分頃	15時頃	
4歳児		11時50分頃	15時頃	
5歳児		12時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	2	2	0	調理員と兼任

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた枚方市に対し、市が定める保育料をお支払いいただきます。
ただし3～5歳児まで及び市町村民税非課税世帯の0～2歳児は2019年10月から始まった保育の無償化制度により利用料金はかかりません
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもたちと共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

枚方市の利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科

医療機関の名称	渡辺医院
医院長名又は医師名	渡邊 一男
所在地	枚方市西禁野 1-3-10
電話番号	072-840-5788

- (2) 歯科

医療機関の名称	玉井歯科医院
医院長名又は医師名	玉井 佳次
所在地	枚方市禁野本町 1-18-9
電話番号	072-848-0463

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者と連絡を取り指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。また、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

当園では児童虐待の疑いを少しでも発見したときは、関係機関への連絡を行う義務があります。また、職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 入所時は人権研修、就業規則の中の虐待に対する説明、年に数回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 副主任保育士 解決責任者 園長 ・ご利用時間 7:00～19:00 (意見箱) ・窓口担当者 9:00～17:00 ・電話番号 072-840-2780 F A X 072-840-3212 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>
第三者委員	畑 健次郎
	花岡 尚樹
	酒井 咲子

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
幼児主食費	2号認定を受けたこどもに係る費用	月額 1,400 円
副食費	2号認定を受けたこどもに係る費用	月額 4,800 円
新年度用品一式	カラー帽子(ガード付き)	1,100 円程度
遠足代	幼児クラス	実費

※当園は、上記費用の支払は徴収袋、雑費袋にて行い、各袋を領収証の代わりといたします。副食費については枚方市の定める副食費免除対象家庭は除く。

2 時間外保育に係る利用者負担

◎保育標準認定の方

18:31 以降は 250 円/15 分

◎保育短時間認定の方

保育前半（7：00～8：30）保育後半（17：01～19：00）の時間 250 円/15 分